

# 国保税負担の引き上げを 検討しています

国民健康保険の財政が危機的な状況に陥っているため、市は、資金の借入れや国保税負担の引き上げなどを検討しています。これまでの経過や検討内容について、お知らせします。

岡本庁健康増進課国保係（内線244）

## 国保の仕組み

国民健康保険（国保）は、加入者が病気やけがをして病院にかかったときの費用の一部を負担する「保険給付」などを行っています。国保の事業費は、加入者が支払う国保税と、国や県、市などが支払う交付金などで賄われています。一般会計とは別に設けられた特別会計で経理が行われ、その中で収支を均衡させることが原則です。

国保税は、事業に必要な額を確保するために算出した負担割合（税率）で計算され、加入世帯の所得などに応じて負担額が決定します。

## 危機的な国保財政

本市の国保は、平成20年度に策定した国保財政計画に基

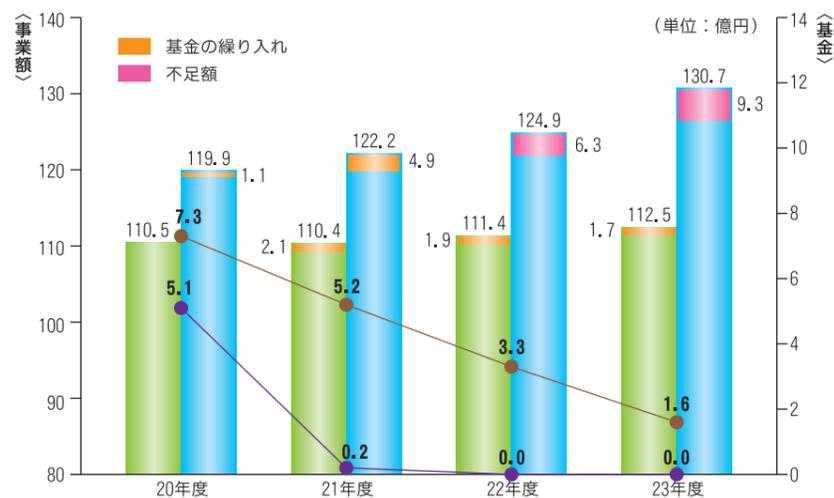
づいて運営してきました。この計画では、加入者の負担が急激に増加することを緩和するため、合併時の協議において「21年度を目途に統一する」ことにしていた旧市町村ごとの税率を、段階的に23年度に統一することにしました。また、国保税の負担額は、本来必要な額より低く設定して、不足する額を、急な財源不足などに充てるための財政調整基金（基金）を取り崩して賄うことにしました。

こうした計画に対して、加入者や医師などで構成される国保運営協議会からは、保険給付費などの事業費が増えていく見通しの中、本来必要な額を確保できない税率設定で運営すること、基金が大きく減少することから「23年度までに、再度、財政状況を踏ま

えて税率の見直しが必要」という意見が出されました。現在の財政状況は、20年度から事業費が予想以上に膨らみ、基金を取り崩す額も伸びたため、計画とは大きく見込みが違いました。また、見込み違いが明らかになった時点で計画を見直すべきでしたが、税率の統一を優先し、そのまま計画を進めてきた経過があります。

結果的に、計画に基づく税率設定では事業に必要な額を確保できず、税負担額も年々減少したことが、翌年度以降の財政運営に大きな影響を及ぼすことになりました。このままでは、基金が途中で底をつき、本年度は6億3000万円、来年度は9億3000万円の財源が不足する見通しです（図1参照）。

【図1】国保財政計画と実績の比較



	20年度	21年度	22年度	23年度
事業費（計画）	110.5	110.4	111.4	112.5
事業費（実績）	119.9	122.2	124.9	130.7
基金残高（計画）	7.3	5.2	3.3	1.6
基金残高（実績）	5.1	0.2	0.0	0.0
財源不足	0.0	0.0	6.3	9.3

※事業費は予想以上に膨らみ、基金残高は22年度で底を突く見通し

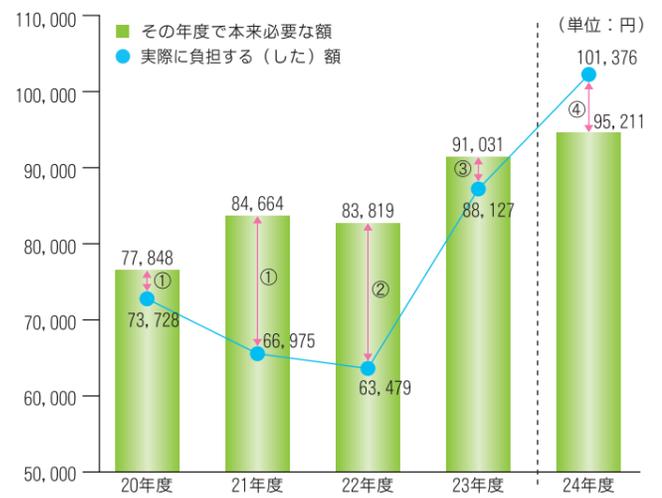
計画より事業費が膨らんだ理由としては▽景気悪化などによる加入者の増加▽医療の高度化などによる医療費の伸び▽国の医療制度改革に伴う変動——などが挙げられます。収入の面では、国や県の交付金などの総額は計画より増額となったものの、増額分以上に事業費が膨らんだため、不足分を埋め合わせることはできませんでした。

## 健全化に向けた検討

市は、国保の財源不足を解消し、加入者の皆さんが安心して保険給付などのサービスを受けられるようにするため▽県や市からの資金の借入れ▽国保税率の引上げ▽税負担を緩和するための公費投入——などを検討しています（左囲み参照）。

これまでの本市の税負担は、基金の穴埋めによって、県内の同規模程度の市と比べると1万4000円から2万7000円ほど低く抑えられていました。23年度に必要な加入者1人当たりの税負担は、前年比で2万7552円増となる9万1031円と見込んでいますが、1億円の公費投入によって2904円負担を緩和

【図2】一人当たりの税負担額の見直し



- ①不足する額を基金で補てん
- ②基金が底をつくため、不足する額を、資金を借りて補てん
- ③公費を投入して負担額を緩和（2,904円）
- ④借入れた資金の返済分を上乗せ（6,165円）

※一人当たり負担額は、必要となる税の総額を加入者数で割り返した単純平均  
※年々増加する事業費に対し、実際に負担した額は下がってきた

## 国保財政健全化に向けた取り組み（案）

国保財政の健全化に向けて、滞納者への対策や支出の適正化などに努め、次の取り組みを進めていきます。

### ■ 22年度の取り組み

- ・市の一般会計から国保の特別会計へ、事務費分として0.4億円を繰り入れる
- ・財源が不足する分を、県や市から資金を借りて補てんする
- ・借入れた資金は、24年度から3年かけて分割で返済する

### ■ 23年度の取り組み

- ・国保税の税率を引き上げ、単年度の収支均衡に必要な額を確保できるようにする
- ・加入者の負担増を緩和するため、23年度に限り、一般会計から1億円を公費投入する

### ■ 24年度以降の取り組み

- ・国保税は、単年度の収支均衡に必要な額や率を毎年度見直し、必要に応じて改正する
- ・24年度から26年度までの国保税には、借入れた資金の返済分を上乗せする

【表1】「意見を聴く会」の開催日程（10月分）

期日	時間	会場
10月20日 日	10:00～12:00	衣里地区センター
	14:00～16:00	南都田公民館
	18:30～20:30	藤里地区センター
10月21日 日	10:00～12:00	前沢総合支所 401 会議室
	14:00～16:00	南股地区センター
	18:30～20:30	衣川保健福祉センター
10月22日 日	10:00～12:00	胆沢愛宕公民館
	14:00～16:00	水沢南公民館
	18:30～20:30	常盤公民館
10月23日 日	10:00～12:00	江刺生涯学習センター
	14:00～16:00	生母公民館
	18:30～20:30	若柳公民館
10月24日 日	10:00～12:00	姉体公民館
	14:00～16:00	北股地区センター
	18:30～20:30	小山公民館
10月25日 日	13:30～15:30	玉里地区センター
	18:30～20:30	古城公民館
10月26日 日	10:00～12:00	伊手地区センター
	14:00～16:00	白山公民館

※11月は水沢区5会場、江刺区6会場で開催を予定。日程は広報おうしゅうお知らせ版10月号に掲載